

奈良県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年三月三十日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県条例第四十五号

奈良県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例等の一部を改正する条例

(奈良県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部改正)

第一条 奈良県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例(平成二十四年十二月奈良県条例第三十一号)の一部を次のように改正する。

第三条第三項中「責任者を設置する等」を削り、「講ずるよう努めなければ」を「講じなければ」に改める。

第五条第一項第四号中エを削り、オをエとする。

第七条第一項中「及びエ」を削り、同条第二項中「オ並びに」を「エ並びに」に改める。

第十五条第一項中「平成二十四年十二月奈良県条例第三十七号」の下に「。第三十六条第三項において「指定障害福祉サービス等基準条例」という。」を加える。

第二十七条第五項中「いう」を「いい、テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。))を活用して行うものを含む」に改める。

第三十六条の見出し中「支援」を「支援等」に改め、同条に次の二項を加える。

3 指定障害者支援施設は、就労移行支援の提供に当たっては、利用者が指定就労定着支援(指定障害福祉サービス等基準条例第九十四条の二に規定する指定就労定着支援をいう。以下同じ。)の利用を希望する場合には、第一項に定める支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者(指定障害福祉サービス等基準条例第九十四条の三第一項に規定する指定就労定着支援事業者をいう。以下同じ。)との連絡調整を行わなければならない。

4 指定障害者支援施設は、就労継続支援B型の提供に当たっては、利用者が指定就労定着支援の利用を希望する場合には、第二項に定める支援が終了した日以後速やかに指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者との連絡調整に

努めなければならない。

第四十六条中「第五十二条」を「第五十二条第一項」に改める。

第四十七条中第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4 指定障害者支援施設は、適切な施設障害福祉サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第四十七条の次に次の一条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第四十七条の二 指定障害者支援施設は、感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対する施設障害福祉サービスの提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定障害者支援施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

3 指定障害者支援施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第四十九条中第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 指定障害者支援施設は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第五十条第二項中「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「次に掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

一 当該指定障害者支援施設における感染症及び食中毒の発生及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うものを含む。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

二 当該指定障害者支援施設における感染症及び食中毒の発生及びまん延の防止のための指針を整備すること。

三 当該指定障害者支援施設において、従業者に対し、感染症及び食中毒の発生及びまん延の防止のための研修並びに感染症の発生及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施すること。

第五十条に次の一項を加える。

3 指定障害者支援施設は、感染症の発生及びまん延の防止に必要な衛生用品の備蓄に努めなければならない。

第五十二条に次の一項を加える。

2 指定障害者支援施設は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定障害者支援施設に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第五十三条第四項を次のように改める。

4 指定障害者支援施設は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うものを含む。）を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

二 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。

三 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第五十九条の次に次の一条を加える。

（虐待の防止）

第五十九条の二 指定障害者支援施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 当該指定障害者支援施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うものを含む。）を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

二 当該指定障害者支援施設において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

三 前二号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

（奈良県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

第二条 奈良県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例（平成三十年三月奈良県条例第三十六号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成三十三年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和三年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和四年三月三十一日までの間におけるこの条例による改正後の奈良県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（以下「新条例」という。）第三条第三項、第五十三条第四項及び第五十九条の二の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

3 施行日から令和六年三月三十一日までの間における新条例第四十七条の二の規定の適用については、同条第一項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第二項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第三項中「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。

4 施行日から令和六年三月三十一日までの間における新条例第五十条第二項の規定の適用については、同項中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。